

こんな個人番号の廃棄を していませんか？

ここでは、個人番号の廃棄に関する違反事例をケースで挙げながら、正しい対応法を解説していきます。

違反事例1

個人番号が記載された書類を お客様が書き損じたので そのままゴミ箱に捨てた



本

ケースのように、窓口において、国外送金等告知書といった個人番号を記載する書類について、お客様が書き損じる場合が考えられます。厳密に言えば書類として完成していないので、個人番号に関する廃棄・削除に関するルールが適用されるのかは議論があり得ます。

取った以上は、個人番号の廃棄・削除に関するルールが適用されることになると考えられます。

で考えるのが妥当でしょう。書き損じた書類の廃棄または削除の方法については、営業店内の上席者や指定された個人番号に関する事務取扱担当者に判断を仰ぐべきでしょう。営業店のシュレッターなどで廃棄するのも原則、事務取扱担当者となります。また、廃棄の記録をどのように残すかについても事務取扱担当者等の判断を仰ぐ必要があります。

ただし、お客様の個人番号が記載されている書類をゴミ箱に捨てるとすれば、お客様の個人番号が漏えいするおそれがあります。したがって、お客様が書き損じた書類であったとしても、それを受け

金融機関のほうで廃棄を本ケースでは、書き損じた書類自体を金融機関が受け取らないという判断もあり得ます。もともと、お客様がそれをゴミ箱に捨てて、結果お客様の個人番号が漏えいした場合に、金融機関の書式である以上、金融機関の責任が問われることも当然考えられます。したがって書き損じた書類についても、金融機関が受け取る方向

Point

書き損じた書類も金融機関が受け取り、所定の方法で廃棄を行う

違反事例2

正式な書類ではないものの 個人番号が記載された紙を シュレッターで処分した



本

ケースでは正式な書類ではないものの、行職員が個人番号が記載された紙を勝手にシュレッターで廃棄しています。例えば、高齢のお客様が自分の通知カードに記載された個人番号の文字を読み取れず、行職員が紙に個人番号を大きく記載してあげるような場合は、本ケースのようなことが起こると考えられます。

い紙に個人番号を記載してもらったこと自体、避けるべきでしょう。高齢のお客様への対応としては、ルーベを手渡しして通知カード上の個人番号を拡大して見せたり、または営業店内の個室に案内して、お客様の通知カードに記載された個人番号を読み上げて記載してもらったことが考えられます。

事務取扱担当者が廃棄本ケースでは、行職員がお客様の個人番号が記載された紙を営業店のシュレッターにかけているので、行為としては問題ないように思えますが、個人番号が記載された書類の廃棄・削除は指定された事務取扱担当者が行うということが注意する必要があります。

者に判断を仰ぐべきでしょう。廃棄に使用するシュレッターも、裁断が復元不可能なものかどうか確認したうえで利用する必要があります。裁断が荒い（裁断した後の紙クズが大きい）ようなシュレッターであれば、そもそも個人番号を廃棄するものには適していないといえるでしょう。金融機関のほうで指定された、裁断が細かいシュレッターを利用して、事務取扱担当者が適正に個人番号の廃棄を行わなければならない。

また、シュレッターによる裁断をした場合には、廃棄・削除の記録を残す必要があります。

Point

- 所定の伝票や書類以外の紙に個人番号を記入することは原則として行わない
- 書類の廃棄は指定された事務取扱担当者が行う。安易にシュレッターにはかけない

このような個人番号が記載された紙についても、個人番号の廃棄・削除に関するルールに沿った処分が求められます。したがって、そもそも正式な書類等ではない

なお、営業店の窓口でお客様の個人番号を読み上げることが、他のお客様に聞こえる可能性があるため、個人番号の漏えいに該当する可能性があるので避けるべき